

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 特定水産資源について数量を定めた件 六九
- 漁業法により福島県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針を定めた件 六九
- 県営土地改良事業計画を定めた件 六九
- 県営土地改良事業計画を変更した件 六九
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六九
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 六九
- 公告
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 六九
- 落札者を決定した件 六九
- 福島県教育委員会教育長
○ 落札者を決定した件三件 六九

告 示

福島県告示第八百八十二号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和三年管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和二年十二月十五日

令和三年管理年度（令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量
 第一 まあじ

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量
福島県まあじ漁業に全量を配分する。
- 第二
まいわし太平洋系群
- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量
福島県まいわし太平洋系群漁業に全量を配分する。

（水産課）

福島県告示第八百八十三号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十二条第二項の規定により行うことができることされる福島県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針を定めた。
 この指針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。
 令和二年十二月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（水産課）

福島県告示第八百八十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、浮金第二地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和二年十二月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年十二月十六日から
（二十日間）
令和三年一月四日まで
- 三 縦覧の場所
小野町役場

（農村計画課）

福島県告示第八百八十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、八沢地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年十二月十六日から
令和三年一月五日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所
相馬市役所及び南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第八百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐々木幸作
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第二千四百十八号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第八百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和二年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
手這2号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市常磐藤原町

手這

- 十二番 一号及び十三号
- 五十三番一 二号、三号、四号、五号、六号、九号及び十号
- 五十三番五 七号及び八号
- 十八番一 十一号
- 十六番 十二号

(砂防課)

公告第二百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 長南 太一

同 阿部 安一

同 中原 利彦

同 加藤 友七

同 栗原 正司

同 油井 定信

同 武田 純

同 猪狩 忠則

同 遠藤 久男

同 六戸 勝利

同 芳賀 正寿

同 半澤 一夫

同 加藤 宗平

同 楠 庄吉

同 齋藤 浩一

同 熊坂 勇

同 小坂 勝壽

同 就任した役員

役別 氏名

住所

福島市松川町浅川字若宮二二番地

同 市北矢野目字館二七番地

同 市町庭坂字割石二四番地の一〇

同 市荒井字目増六番地

同 市大波字水戸内一二番地の三

同 市大笹生字南折戸二二番地

同 市笹谷字前田九番地

同 市飯坂町平野字堰端一〇番地

同 市笹木野字街道南九七番地

同 市二子塚字針下駄七〇番地の一

同 市町庭坂字上清水五五番地

同 市松川町字脇原七九番地

同 市松川町水原字屋敷田一一番地の一

同 市飯坂町湯野字作道一九番地

同 市北沢又字台一三番地

同 市松川町沼袋字浜子二一一番地の二

同 市町庭坂字古林一四番地の三

住所

公 告

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
齋藤	沼崎	小熊	佐藤	尾形	酒田	加藤	後藤	芳賀	遠藤	佐藤	油井	栗原	加藤	紺野	阿部	中原		
慎吾	秀吉	勝壽	弘幸	寅昭	富也	勇治	武弘	正寿	久男	孝彦	定信	正司	宗平	保夫	安一	利彦		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	福島市町庭坂字割石二四番地の一〇
市北沢又字馬除三三番地	市松川町金沢字東地内三一一番地の二	市町庭坂字古林一四番地の三	市飯坂町湯野字東小手屋八番地の一	市松川町浅川字船橋三三番地	市松川町字八丁目二四番地	市荒井字日増二〇番地	市二子塚字針下駄七五番地	市町庭坂字上清水五五番地	市笹木野字街道南九七番地	市笹谷字佐場野古屋三三番地	市大笹生字南折戸二二番地	市大波字水戸内一二番地の三	市松川町水原字屋敷田一一番地の一	市飯坂町平野字南山ノ神一番地	市北矢野目字館二七番地	市北矢野目字館二七番地		

(農村計画課)

公告第273号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノートパソコン（一般用）ほか計2品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
65,905,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年10月9日

(入札用度課)

公告第15号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校無線LAN敷設業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月15日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立学校無線LAN敷設業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課施設財産室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
645,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年10月2日

（財務課施設財産室）

公告第16号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以

下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月15日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステム 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立小名浜高等学校 福島県いわき市小名浜下神白字武城23番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
35,307,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年10月13日

(財務課施設財産室)

公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県財務規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月15日

福島県教育センター所長 渡 辺 惣 吾

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステム 一式(搬入、設置、導入、調整、機器保守、撤去等を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県教育センター 福島県福島市瀬上町字五月田16番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
44,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年10月6日

(総務管理部)